

【医療提供体制の推進】

◆ 医療機関の連携・協力体制の整備

府における全がん患者の5年相対生存率は、他都道府県と比べて低い傾向にあり、府民が皆均しく標準的な治療を受けられる体制の構築（がん医療の均てん化）が重要です。

一方、府内には、多くの医療機関があり、がん治療実績の豊富な医療機関が多数存在します。

府は、このような医療機関のうち一定の要件を満たす病院について、がん医療の均てん化を図るために、大阪府がん対策推進委員会がん診療拠点病院部会（以下、「がん診療拠点病院部会」とします。）の意見を聞いて、国指定拠点病院については国への推薦を、府指定拠点病院については府で指定を行ってきました。

そして、これらがん拠点病院を中心とした連携・協力体制を構築することとしています。

※がん拠点病院の分類

都道府県がん診療連携 拠点病院	当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院。 概ね都道府県に1か所国が指定。
地域がん診療連携 拠点病院	二次医療圏 [※] におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院。 概ね二次医療圏内に1か所程度国が指定。
大阪府がん診療 拠点病院	地域における専門的ながん診療機能の充実を図るため、集学的治療の提供体制又は特定部位・分野における診療実績等、一定の要件を満たす医療機関として、府が指定するもの。

※二次医療圏

医療機医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域として、特殊な医療を除く、主として病院及び診療所の病床の整備を図る地域的単位で、大阪府は8つの二次医療圏からなっています。

※がん拠点病院の指定状況（平成24年4月1日現在）

都道府県拠点病院	1
----------	---

二次医療圏	国指定拠点病院	府指定拠点病院
豊能	2	6
三島	1	4
北河内	1	2
中河内	1	3
南河内	2	3
堺市	1	3
泉州	1	7
大阪市	4	18
合 計	13	46

この国指定拠点病院の中には、高度の医療の提供、研修機能及び医療技術の開発・評価機能等（オンコロジーセンター機能※）を要件として医療法に基づく厚生労働大臣指定の特定機能病院※も含まれ、府域では、府立成人病センターと、府内に5つある医学部を持つ大学の附属病院が、この特定機能病院に指定されています。

府では、この特定機能病院が有するオンコロジーセンター機能を活用することにより、都道府県拠点病院との連携協力の下、府域全体にわたりがん患者に対する医療提供の充実を図ることとしています（オンコロジーセンター構想）。

そして、このような取組については、がん患者を含め府民にその情報を提供することが重要です。

※オンコロジーセンター機能

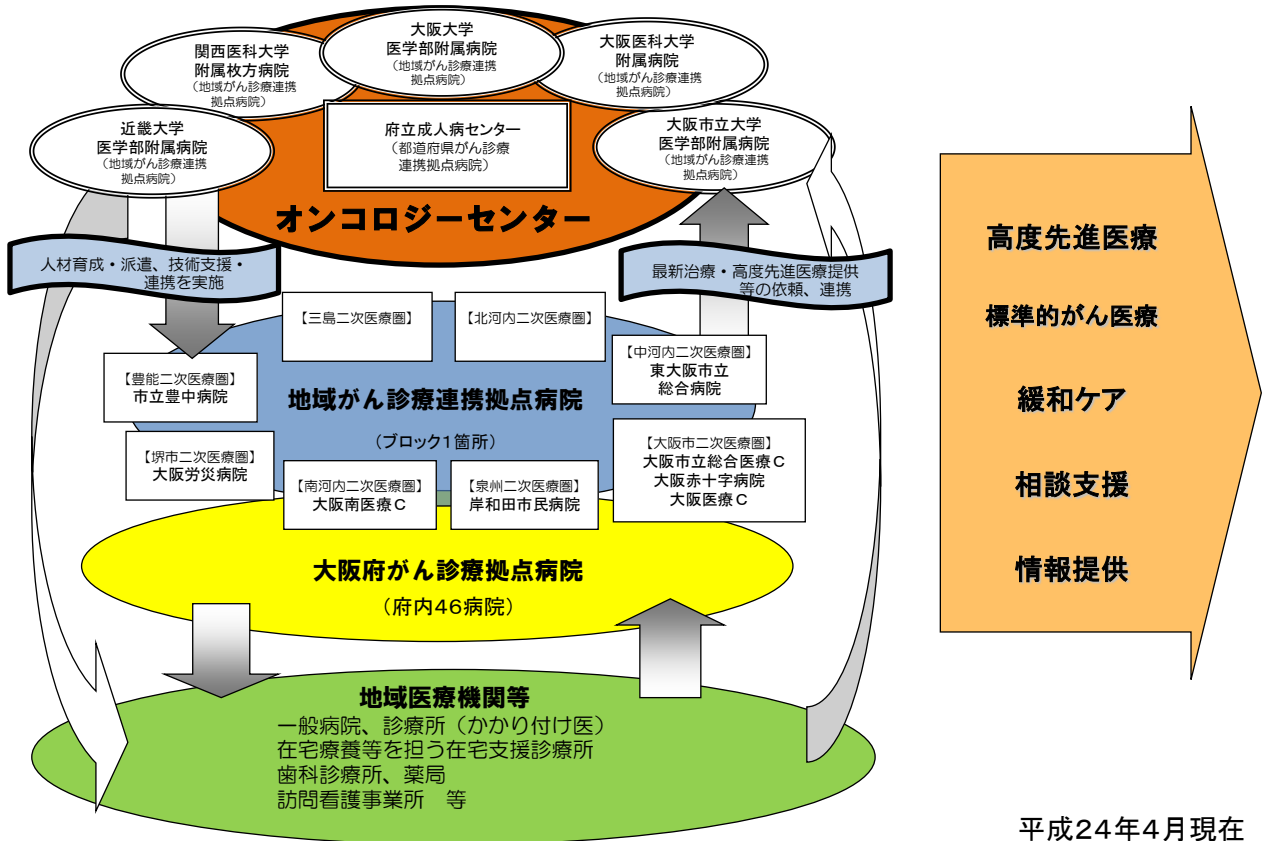
特定機能病院からがん拠点病院・地域医療機関への「人材育成」「専門的人材の派遣」「技術支援」機能と、がん拠点病院等からの依頼に基づき、がん患者に対する最新治療・高度先進医療の提供機能

※特定機能病院

制度化された医療機関の機能別区分のうちのひとつで、一般の病院などから紹介された高度先端医療行為を必要とする患者に対応する病院として厚生労働大臣の承認を受けた病院のことです。

一般医療機関では実施することが難しい手術や高度先進医療などの先進的な高度医療を、高度な医療機器、充実の施設の中で行うことができる病院です。

大阪府におけるがん診療連携体制 ～大阪オンコロジーセンター構想～



1 取組の内容

【1】がん拠点病院を中心とした連携体制の強化

(1) 府立成人病センターの役割の充実

・都道府県拠点病院・特定機能病院としての役割

府立成人病センターは、都道府県拠点病院として、府内のがん診療の質の向上及び医療機関の連携協力体制構築の中心的役割を担うとともに、特定機能病院として難治性がんを中心とする高度、先進的ながん医療、新たな治療法・診断法の研究開発、がん医療の専門人材の育成、がん患者や家族の支援に取り組んでいます。

また、府立成人病センターがん予防情報センターにおいて、府内のがん罹患状況をはじめとするがん動向及び府内のがん施策に関する様々な情報（たばこ関係、がん検診・肝炎ウイルス検査、拠点病院の診療実績等）を集約し、実施状況をモニタリングしています。

このような機能を最大限にいかし、引き続き、連携協力体制の構築の中心的役割を担うとともに、地域医療機関への最新治療・高度先進医療についての情報提供、市町村担当者等へ研修会等を通じた知識の向上、府民にとってわかりやすい情報の提供の充実に取り組みます。

さらに、がん患者や家族への支援機能についても充実を図っていきます。

・大阪府がん診療連携協議会の運営

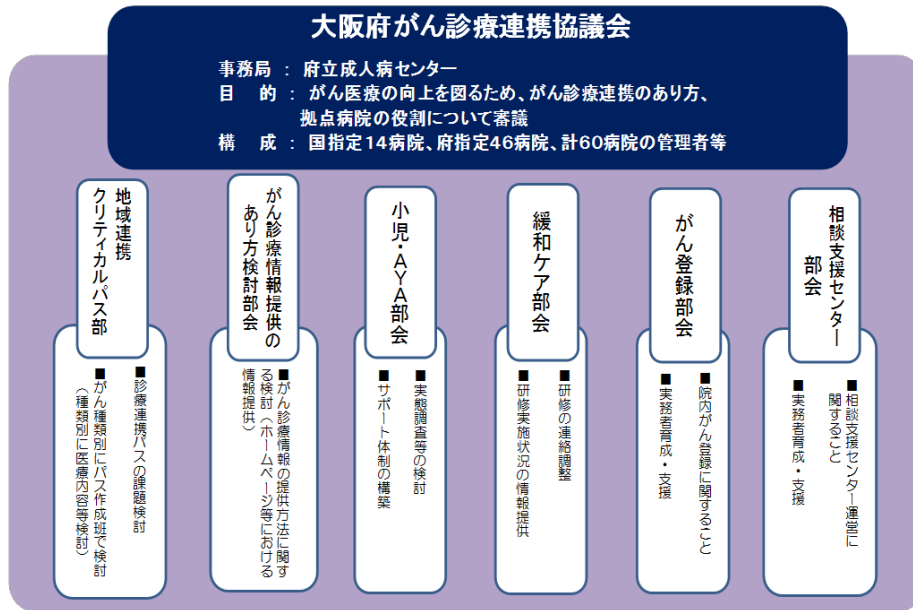
都道府県拠点病院の機能の一つとして、府内のがん診療連携体制等、がん医療に関する情報交換・協議の場として、府立成人病センターを事務局として、国指定拠点病院及び府指定拠点病院で構成する「大阪府がん診療連携協議会」を運営しています。

この協議会では、専門的な取組を議論するために、専門部会を設置し、がん医療の中心的な役割を担うがん拠点病院の立場から検討しています。

今後、がん拠点病院毎の役割分担の明確化や二次医療圏毎の地域連携ネットワークを進めていくにあたり、この協議会において具体的な方向性が示されます。

さらに、地域における医療連携体制の構築を推進していくにあたり、この協議会が実施面における実質的な進捗管理を行うこととなります。

今後、この協議会の活性化を図り、がん診療拠点病院部会で決定される取組方針を踏まえながら、がん医療の均てん化に資する取組を推進します。



・府立成人病センターの移転整備

府立成人病センターは、老朽化・狭隘化した施設の建替え整備により、がん医療の進展に対応した機能強化を図るなど、特定機能病院、都道府県拠点病院としての役割を果たしていきます。

大阪府立病院機構においては、平成28年度中の新成人病センターの開院をめざして、建替え整備事業を進めていきます。

【新成人病センターの機能強化】

- 難治性がんを中心とする高度先進的ながん医療の充実
- 新しい診断・治療法の開発
- がん医療の専門人材（医師、看護師等）の育成
- がん患者や家族の支援機能の強化 など

【新成人病センター施設整備の概要】

- 整備場所 大阪府中央区大手前3丁目（大阪府庁本館南隣）
- 敷地面積 約 12,000 m²
- 計画施設

病床数	500 床
延べ床面積	約 65,000 m ² （研究所 5,000 m ² 含む）
建物階層	地下2階、地上13階（想定）

(2) がん診療における大学病院の役割と機能充実

府内に5つある医学部を持つ大学は、学部教育をはじめ、卒後の専門医教育や先進的医療技術の習得機会の提供など人材の育成を行うとともに、難治性がんの治療など高度医療の研究及び提供を行っています。

この5つの大学病院は、国指定拠点病院の指定とともに、特定機能病院の指定を受けています。

そのため、府は、これらの大学病院については、国指定拠点病院としての二次医療圏におけるがん医療の均てん化の牽引役にとどまらず、オンコロジーセンター構想に基づき、府内全域におけるがん治療を先導する役割を期待します。

大学病院は、各大学病院からの視点だけではなく、府における地域の医療資源の状況を踏まえたがん医療の専門的人材育成機能の充実、地域医療機関に対する最新治療・高度先進医療に関する技術支援・情報提供、がん拠点病院や地域医療機関との支援・協力体制を構築します。

(3) 国指定拠点病院を中心とした地域連携の推進

国は、国指定拠点病院の指定にあたって、集学的治療の実施、緩和ケアの充実、在宅医療の支援、地域連携クリティカルパスの作成、がん医療に関する研修の実施、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供などを要件としています。

また、平成24年度からの第二期がん対策推進基本計画において、国は、現行の拠点病院制度について、量的確保から質的確保への方針転換を検討しています。

国指定拠点病院は、原則二次医療圏に1箇所、厚生労働大臣が指定するものとなっております。

しかし、府を含め大都市における二次医療圏は、人口規模が大きいため、がん患者も多いことから、府としても、がん診療拠点病院部会の意見を聞いて、一定の人口規模、患者数がある二次医療圏については、複数指定がなされるよう国に求めてきました。

府としては、複数指定の考え方については、引き続き国に対し求めていくものの、府指定拠点病院も含め、これまで整備した多くのがん拠点病院の現状について検証を行い、セカンドオピニオンを提示できる体制や相談支援機能等とともに、それぞれの役割分担を整理し、二次医療圏毎に、国指定拠点病院を中心とした連携体制のより一層の充実強化を図ります。

そして、各々の役割分担については、府民にわかりやすく情報公開することにより、府民へのサービス向上を図ります。

また、国指定拠点病院の役割分担・地域連携ネットワークを推進するにあたり、今後、がん診療拠点病院部会において議論すべき重要課題として、「がん拠点病院の評価及びあり方」「国指定拠点病院及び府指定拠点病院の役割分担」及び「5大がん以外のがんにおける各がん拠点病院の役割分担」「地域のかかりつけ医、在宅療養支援診療所、歯科診療所、薬局及び訪問看護ステーション等、がん医療に携わる関係機関との連携」などがあげられます。

(4) 府指定拠点病院の役割と機能充実

府内には、5大がんや特定部位のがんに関し、がん治療実績の豊富な医療機関が多数存在し、地域におけるがん診療の提供にあたり、必要不可欠な存在となっています。

そこで、府は、これまで国指定拠点病院の機能に準じた医療機関と、特定部位・分野（肺がん・小児がん）において診療実績の豊富な医療機関について、府指定拠点病院として指定してきました。

24年4月時点で、46病院指定し、府内のがん医療の均てん化を進めてきたところです。

今後、府指定拠点病院についても、専門性や特長を生かしてがん拠点病院としての機能を発揮できるよう、役割分担を明確にし、国指定拠点病院と連携して地域連携ネットワークの充実を図り、地域のがん医療の向上を図ります。

そして、国指定拠点病院と同様、府民にわかりやすく情報公開することにより、府民のサービス向上を図ります。

【2】地域の实情に応じた地域連携クリティカルパスの推進

がんの治療では、手術などの専門的な治療を受けた後も、数年にわたって定期検査や診察を受ける必要があることが多く、外来で治療を継続するケースが増えています。

がん医療を実施するにあたり、標準化された診断診療体系に基づいて、専門的・集中的治療を行う専門病院と外来・在宅医療を担う地域のかかりつけ医等が患者の診療計画を共有し、医療機能に応じて役割分担し、切れ目のない医療を行うために、あらかじめ数年先までの診療方法を定めた計画書を地域連携クリティカルパスといいます。

このパスを活用することによって、患者・家族にとっては、いつでも、どこでも、同じ医療を受けることができ、医療機関にとっては、異なる医療機関の間で治療計画を共有することができるなど、各々の医療機能に応じて一体的・連続的にがん医療を提供できます。

府では、がん診療連携協議会の地域連携クリティカルパス部会において、府内において統一したパス（統一型がん地域連携パス）を共有することを基本に、日本人に発生する頻度が高い部位である、5大がんに前立腺がんを加えたパスを策定し、平成21年7月から順次運用を開始しています。

策定された地域連携パスは、診療内容別に大きく3種に分かれ、がん根治手術後に抗がん剤内服投与を行う術後補助化学療法パス、がん根治手術後の経過観察パス、血清PSA値高値の前立腺がん疑い患者に対する検査パスです。

また、平成24年度から、がん疼痛緩和地域連携クリティカルパス（緩和ケアパス）についても試行実施されております。

現在、これらの地域連携パスの運用について、府内の各医療圏内においては、国指定拠点病院が中心となり、地域内にある多くの医療機関が協力・連携してがん治療にあたる体制をめざし、『安心かつ満足な医療が受けられる』という目的が達成される患者・家族についてパスの導入を促進しているところです。

一方、パスの活用状況について、がんの種類・地域間でのバラツキや、患者の病態急変時などバリエーション発生時の対応等で不明確な点も見られます。

そのため、今後、がん診療連携協議会等において、国指定拠点病院及び府指定拠点病院におけるパスの稼働の実態把握を行うとともに、関係機関の協力を得ながら、地域の实情に応じたパスの推進方策、拠点病院間における連携医療機関の情報共有方策、パス運用の実務者レベルの情報交換の推進方策等を検討します。

さらに、地域において、終末期までも視野に入れた在宅医療を推進するためにも、切れ目のないがん診療提供体制を地域で構築していかなければならないことから、国指定拠点病院が中心となって、地域医療連携体制を構築していく重要なツールとして地域連携パスの普及を図るとともに、活用しやすいパスの運用方法について検討していくよう努めます。

そして、患者・家族の理解を図るため、今後も引き続き、パス制度の広報及び周知を図ります。

2 取組目標

(1) オンコロジーセンター構想の推進

府は、オンコロジーセンター構想に基づき、府立成人病センター及び大学病院の有するオンコロジーセンター機能のより一層の積極的活用を図り、がん患者に対する医療提供の充実を図ります。

(2) がん拠点病院を中心とした地域連携体制の推進

府は、国指定拠点病院及び府指定拠点病院の各病院毎の役割分担を明確化し、国指定拠点病院を中心とした二次医療圏毎の地域医療ネットワークを構築します。

(3) 地域の実情に応じた地域連携クリティカルパスの推進

地域連携クリティカルパスについて地域の実情に応じた普及を図るため、引き続き、パスの活用状況等についての実態把握を行い、在宅医療の充実につながるよう、がん診療連携協議会において活用方策の検討を行います。

◆ 集学的治療の推進

がんに対する治療法としては、局所療法として行われる手術及び放射線療法、全身療法として行われる化学療法等があります。

診療にあたっては、各関連学会の診療ガイドラインに沿って、がん患者の生活の質（QOL）を考慮することや、がん患者の意向も十分尊重し、個々のがんの種類・進行度（病期）に応じて集学的治療が必要な場合があります。

1 取組の内容

【1】がん拠点病院を中心とした集学的治療の推進

（1）国指定拠点病院及び府指定拠点病院を中心とした集学的治療の推進

国指定拠点病院は、集学的治療の実施にあたり、カンサーボード*を設置し、多職種・多診療科間で、がん患者の症状、状態及び治療方針等について意見交換や検討を行うなど、がん医療の評価を行う体制を整備しています。

府指定拠点病院についても、集学的治療の実施に努めることが指定要件となっています。

平成24年4月時点で、府内60機関のがん拠点病院全てが、集学的治療を実施しているところですが、今後、がん診療拠点病院部会ががん診療連携協議会と連携し、がん拠点病院における集学的治療の評価方法を検討することとし、引き続きがん拠点病院における集学的治療の充実を図ります。

※カンサーボード

手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医療従事者等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等をするためのカンファレンスです。

また、各種がん治療における副作用の予防や軽減、周術期や緩和ケアには口腔ケアも有用です。

府は、がん治療の予後及び患者の生活の質（QOL）を向上するため、がん治療前からの口腔ケアや歯科治療の促進に向け、がん拠点病院等がん診療を担う医療機関と、大阪大学歯学部附属病院及び大阪歯科大学附属病院といった歯科教育機関附属病院や地域の歯科医療機関との連携を図ります。

（2）専門医等の医療資源の把握と適正確保

集学的治療の実施にあたり、治療法の一つである放射線療法に関しては、放射線治療に関する機器を設置し、専門的な知識及び技能を有する医師や診療放射線技師、放射線治療に関する機器の精度管理等に携わる者を配置する必要があります。

また、化学療法に関しても、専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師及び看護師を配置し、複数種類の腫瘍に対する抗がん剤治療を行う機能を有する部門を整備し、外来化学療法の提供も行う必要があります。

そこで、府は、放射線療法及び化学療法の実施状況について、受療状況、診療実績、専門医数及び整備機器等を継続的に把握し、がん診療連携協議会において、将来の需要を予測し、がん拠点病院の役割分担や地域連携ネットワークを考慮した配置について検討します。

【2】人材育成

（1）オンコロジーセンター構想に基づく人材育成の充実

府立成人病センター及び大学病院は、オンコロジーセンター構想に基づき、医療従事者に対する専門研修を実施するなど、地域の医療資源を踏まえたがん医療の専門的人材の育成に取り組めます。

また、国指定拠点病院に対する最新治療・高度先進医療に関する技術支援・情報提供を充実し、国指定拠点病院の実施する地域における研修会を支援します。

（2）国指定拠点病院における人材育成の充実

国指定拠点病院は、放射線療法や化学療法に携わる医療従事者の専門性を高めるため、府立成人病センターや大学病院が実施する専門研修へ医療従事者を派遣するとともに、放射線療法及び化学療法に関する症例検討会など、地域のかかりつけ医等に対する研修会を実施し、地域におけるがん医療体制の充実を図ります。

（3）大学病院等が実施する人材育成事業に対する支援・協力

府内の大学では、文部科学省の「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」への参画など、積極的な人材養成の取組がなされていることから、府は、このような国の取組の動向を踏まえ、必要に応じて支援・協力を努めます。

（4）専門薬剤師、専門看護師等の確保

がん治療が高度に専門化かつ複雑化する中で、がん拠点病院等でチーム医療により集学的治療を推進するにあたり、抗がん剤の安全・有効使用における病院薬剤師、がん看護における専門看護師等の役割は重要性を増しています。

現在、保健医療関係団体により、がん診療に携わる専門的な薬剤師、看護師等の資格認定が行われています。

集学的治療を推進するにあたり、このようながんに関する専門薬剤師や専門看護師等の確保についても重要であることから、二次医療圏毎の専門薬剤師及び専門看護師等の配置状況を把握し、府は関係団体とともに、専門薬剤師及び専門看護師等を二次医療圏毎に確保するための方策を検討します。

【3】先進的ながん医療の取組の推進

粒子線治療には、陽子線治療と重粒子線治療があり、いずれも、がん病巣のみに集中的に照射できるという優れた特徴があるため、従来の放射線治療で用いるX線とは異なり、周囲の正常細胞への副作用を最小限に抑えることができます。また、手術や化学療法と比べて、身体への負担が小さく、生活の質（QOL）に優れた治療法として注目されています。

府は、府民に質の高いがん医療を提供するため、粒子線治療など先進的ながん医療の取組を推進し、現在、府立成人病センターの建替え整備を進めるとともに、粒子線治療の導入に向けて取り組んでいる府立病院機構の支援に努めます。

また、都道府県拠点病院である府立成人病センターが中心となり、府内に5つある医学部を持つ大学等が連携し、がん治療を先導する役割を期待し、協力体制を構築します。

2 取組目標

(1) がん拠点病院における集学的治療の推進

府は、5大がんとともにそれ以外のがんについても、集学的治療の実施状況、受療状況、専門医・専門看護師数等を把握し、各がん拠点病院の役割分担・地域連携状況を考慮し、適正配置について検討します。

(2) 専門的人材の育成

府は、オンコロジーセンター構想に基づき、大学病院等が中心となって、地域の医療資源を踏まえて、がん医療に係る専門的人材の育成の充実を図ります。

◆ 緩和ケアの普及

がん患者・家族には、痛み、倦怠感、吐き気、食欲不振、呼吸困難などの「身体的な苦痛」のみならず、不安や抑うつといった「精神的な苦痛」、仕事や経済的な問題や治療・療養の場所の問題などの「社会的な苦痛」、「なぜ私のがんに罹ったのか」、「私の人生はなんだったのだろうか」など自分の存在意味や価値への問いといった「スピリチュアルな苦痛」等、様々なつらさが存在します。

がん医療の提供にあたっては、がん患者の治療・療養の時期や場所を問わず、身体的苦痛のみではなく、患者・家族の心理状態や家庭環境、人間関係、人生観や価値観なども対象とした「全人的なケア」の提供が必要となります。

「緩和ケア」とは、いわゆる「終末期ケア」や「ターミナルケア」だけでなく、診断時やがんと告知された時の心理的な落ち込みや、抗がん治療中の副作用症状の緩和など、いかなる闘病時期においても、さらに、病院、自宅など療養の場所を問わず、患者・家族のつらさを全人的に緩和することをいいます。

がん患者・家族のもつ様々なつらさに対する全人的なケアを実施し、生活の質（QOL）の向上を実現するためには、がん医療に携わるすべての医療従事者のみならず、がん患者を含めた府民が、「緩和ケア」に関する正しい認識、知識を持つ必要があります。

1 取組の内容

【1】 普及啓発

緩和ケアの普及を図るためには、体制整備や人材育成に取り組む必要があり、そのための基盤として、医療従事者、がん患者・家族のみならず府民全体が、緩和ケアに関する正しい知識を持つことが不可欠です。

そこで、府及び国指定拠点病院・府指定拠点病院は、関係団体、患者団体及びメディア等の協力を得ながら、医療従事者やがん患者・家族、府民が持つ『緩和ケア＝終末期』といった誤解や、医療用麻薬に対する誤ったイメージが解消されるよう、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を充実します。

【2】 がん拠点病院を中心とした緩和ケア提供体制の推進

平成24年4月現在、府内で14病院指定されている都道府県拠点病院・国指定拠点病院においては、全病院で外来緩和ケアを提供する体制が整備されています。

一方、府指定拠点病院においては、46病院中32病院において外来緩和ケアを提供する体制が整備されています。

地域における外来緩和ケアの提供にあたっては、各がん拠点病院における緩和ケア外来の実施状況を把握し、がん患者・家族にとって地域において十分な緩和ケアが提供されるよう、需給状況を踏まえながら、国指定拠点病院だけでなく、府指定拠点病院においても体制整備が推進されるよう取り組みます。

緩和ケアを推進する上で、患者及び家族の利便性をふまえた提供体制の確保が必要であり、がん拠点病院だけで緩和ケアが完結するものではありません。

そこで、府は、二次医療圏毎に、国指定拠点病院が中心となり、地域医療機関、薬局等との情報共有を図り、緩和ケアに係る地域連携を推進に向けた課題を検討するための仕組みづくりに取り組みます。

今後、地域における連携体制構築を促進するために、大阪府がん対策推進委員会緩和ケア推進部会において、検討すべき事項として

- ①診断時からの緩和ケアの提供方法
- ②痛みに関する評価についての医療従事者間の情報共有
- ③症状増悪などの急変時対応
- ④がん疼痛緩和地域連携クリティカルパス（緩和ケアパス）の運用
- ⑤専門的緩和ケアの提供体制の整備（緩和ケアチーム・緩和ケア外来）
- ⑥患者・家族・遺族に対する「こころのケア」のありかた

（※臨床心理士等、こころのケアの専門家を緩和ケアチーム員として位置付けるか等）
等が考えられます。

そこで、これらの実施状況を把握し、効果的な取組事例については、がん診療連携協議会等を通じて、国指定拠点病院・府指定拠点病院を中心に地域への普及を図ります。

【3】 人材育成

府は、全ての国指定拠点病院と府指定拠点病院の一部において、国指定のプログラムに準拠した医師対象の緩和ケア研修会を実施しており、医師参加者数は平成23年3月時点で、東京都に次いで全国2番目の参加者数を確保しています。

全人的ケア及び包括的がん医療に関する知識を府内医療機関において充分浸透するためには、引き続き、研修会の推進に取り組む必要があります。

また、緩和ケア研修会の質の維持・向上を図るために、がん診療連携協議会（緩和ケア部会）が中心となって、緩和ケア研修会の指導者（ファシリテーター）に対する再教育を目的とした指導者スキルアップ講習会等を実施します。

また、医師以外の医療従事者に対する研修会も実施しているところですが、チーム医療をより推進するために、都道府県拠点病院が実施する緩和ケアチーム研修会については、緩和ケアを提供する医療現場に役立つ内容・実施方法について検討を行い、その検討状況を踏まえながら、引き続き緩和ケアの教育・診療に関する人材育成に取り組みます。

さらに、今後、がん診療連携協議会（緩和ケア部会）が中心となって、各職種別のニーズを把握・検証し、医療従事者に対する効果的な研修等を実施します。

2 取組目標

(1) 緩和ケアについての正しい知識の普及・浸透

府は、5年以内に、緩和ケアについての正しい知識および医療用麻薬に対する偏見・誤解の解消について、医療従事者を含めた府民全体への普及・浸透を図ります。

(2) 緩和ケア提供体制の推進

全ての国指定拠点病院及び府指定拠点病院は、退院したあとも必要に応じ、外来において緩和ケアを継続して受けることができる体制を整備します。

府は、二次医療圏毎に、国指定拠点病院が中心となり、がん拠点病院等が設置する緩和ケアチームや緩和ケア外来と、ペインクリニック等の痛みの治療を提供する地域医療機関及び薬局等が連携できるための仕組みを構築します。

(3) 人材育成

府は、二次医療圏毎の緩和ケア提供体制の実施状況を把握し、将来の需給状況を踏まえながら、緩和ケアに関する研修会を通じ、チーム医療を担う人材を育成します。

緩和ケア提供体制の中心的役割を担う都道府県拠点病院及び国指定拠点病院においては、率先して自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目指します。

◆ 在宅医療体制の充実

在宅がん医療には、大きく分けて二つの側面があります。ひとつは、医療依存度が高く、毎日医療処置を受ける必要のある人が、入院せず自宅で通常の生活をしながら、化学療法（抗がん剤治療）や症状緩和治療などを受けるため通院するというものです。もうひとつは、がんの進行とともに現れる様々な症状を和らげながら、人としての尊厳を損なうことなく自宅で最期を迎えるという看取りの医療（ターミナルケア）です。

がん対策における在宅医療体制の充実とは、退院直後から療養生活の質の向上に着眼し、がん患者・家族の希望により、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できるように、在宅に居ても受けられる緩和ケアを含めた在宅医療・介護を提供していくための体制の充実を図る必要があります。

1 取組の内容

【1】 地域医療連携の推進

（1）地域連携クリティカルパス等を活用した在宅医療連携の推進

国指定拠点病院を中心に、がん疼痛緩和地域連携クリティカルパス（緩和ケアパス）をはじめとする地域連携クリティカルパス等の活用を図り、専門的・集中的治療を行う専門病院と外来・在宅医療を担う地域のかかりつけ医等が患者の診療計画を共有し、切れ目のない医療を行うことにより、がん患者が、がん患者・家族の希望により、退院直後から住み慣れた家庭や地域で質の高い療養生活を受けられる環境を整備することとします。

（※地域連携クリティカルパスについては「医療機関の連携・協力体制の整備」を参照）

また、国指定拠点病院においては、府と連携し、二次医療圏の在宅医療を支援する診療所の協力リストを作成するなど、在宅に居ても受けられる緩和ケアの地域連携体制の構築を図ります。

（2）在宅療養を担う医療・介護機関の連携体制の推進

がん医療に係る在宅医療を推進していくためには、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション及び訪問介護事業者等各種介護サービス機関等の医療・介護連携が不可欠です。

このうち、医療機関（病院・診療所）の中でも、日常診療を担当する機関、症状緩和を担当する機関、患者の容体が急変した場合のバックアップ機能の役割を担う機関など、多数の医療機関が必要となります。

また、退院直後から療養生活の質の向上を図るためには、退院前から関係機関によるカンファレンスを実施するなど、関係機関によるチーム体制を構築する必要があります。

このように、多様かつ多職種の機関による連携によって、はじめて、がん患者・家族が住み慣れた家庭・地域での療養生活の実現に結びつけることができるのです。

府は、地域のがん医療における在宅に居ても受けられる緩和ケアの実施状況について、効果的な取組を行っている地域の連携・取組状況を把握し、大阪府がん対策推進委員会緩和ケア推進部会において、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の推進方策について検討します。

また、地域がん緩和医療提供体制の推進にあたっては、先述の「緩和ケアの普及」と同様、患者及び家族の利便性をふまえた提供体制の確保が必要であり、がん拠点病院をはじめ、様々な関係機関の連携により提供されます。

さらに、包括的がん医療の推進の視点に立てば、在宅医療の提供と地域における緩和ケアのあり方については、一体的に取り組む方が、より効果的な部分もあるといえます。

そこで、府は、緩和ケア提供体制の推進のための取組と同様、在宅医療提供体制の推進においても、二次医療圏毎に、国指定拠点病院が中心となり、**地区医師会等保健医療関係団体と連携しながら、地域医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び訪問介護事業者等各種介護サービス機関等との情報共有を図り、在宅医療に係る地域連携の推進に向けた課題検討するための仕組みづくりを構築します。**

主な検討課題としては、「かかりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の連携の充実」「治療再開時や急変時の再入院への速やかな対応」等が考えられます。

【2】 人材育成

国指定拠点病院及び府指定拠点病院が中心となって、診療所、薬局、訪問看護ステーション等の医療従事者や訪問介護事業者等介護サービス機関の介護従事者と、**地域における勉強会・研修会等を通じて、専門的ながん医療や医療用麻薬の適正使用に関する知識習得、地域の中で効果的に取り組まれているネットワークの把握など、在宅医療や在宅介護についての相互理解を高めていくことに努めます。**

府は、関係機関と協力・連携しながら、地域医療機関等に対し、在宅医療の先例や実例などを紹介することにより、在宅医療への正しい理解を促していきます。

2 取組目標

(1) 在宅医療提供体制の充実

府は、在宅医療を提供するための地域連携状況について、効果的な取組を行っている地域における取組状況を把握し、国指定拠点病院等を通じて、府内の医療機関へ効果的な医療連携事例の浸透を図ります。

国指定拠点病院が中心となり、二次医療圏毎に、**医療及び介護に携わる**関係機関同士が地域の在宅医療に関する情報共有を図り、在宅医療に係る地域連携推進に向けた課題を検討するための仕組みを構築します。

(2) 人材育成

国指定拠点病院及び府指定拠点病院が中心となって、診療所、薬局、訪問看護ステーション及び**訪問介護事業者等介護サービス機関の介護従事者等の医療・介護従事者と**、在宅医療への**相互**理解を高めていくための**勉強会・研修会等**の実施に努めます。

◆ がんに関する情報提供・相談支援

がん患者やその家族等にとって、がんの告知は、心理的に大きな負担になるとともに、病状や治療方法等について、多くの不安や疑問を持つこととなります。

精神的な不安を和らげる適切な助言や、がんに関する正しく分かりやすい情報を提供し、適切な相談支援ができる体制を整備することが必要です。

都道府県拠点病院及び国指定拠点病院には、がん患者・家族等のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための相談窓口として、相談支援センターが設置され、看護師、医療ソーシャルワーカーなどの専門職を配置し、相談に応じています。

府指定拠点病院についても、相談支援機能を有することが必要です。

平成24年4月時点では、府内60カ所ある全てのがん拠点病院に、相談支援機能が整備されていますが、府民への周知は充分とはいえず、相談体制や対応内容、情報提供内容に差が生じています。

また、がん医療に関する情報提供にあたっては、都道府県拠点病院である府立成人病センターにおいてホームページを開設し、各がん拠点病院の診療機能、診療実績や府内のがん患者数の動向等、各種情報を公開しています。

府は、今後も、各がん拠点病院の特長や最新のがん治療の情報等について、府民にわかりやすい情報のあり方について検討し、情報提供の充実を推進していくことが必要です。

1 取組の内容

【1】情報提供の充実

- (1) 都道府県拠点病院である府立成人病センターは、国指定拠点病院及び府指定拠点病院に関する診療機能や診療実績、専門医数や臨床試験（治験）の実施状況及び患者団体の情報、相談支援センターの提供情報、地域連携クリティカルパスなど、がん診療に関する様々な情報を一元的に公表できるシステム「がん診療NOW」を構築していますが、今後、当該システムの公開の即時性をより一層高め、当該システムの府民への周知を図ります。
- (2) 国指定拠点病院及び府指定拠点病院は、府立成人病センターの実施する「拠点病院検索システム」の迅速な情報更新が実現できるよう、がん拠点病院の実施状況報告等について、積極的に協力します。
- (3) 国指定拠点病院及び府指定拠点病院においても、ホームページ等を活用し、各々のがん拠点病院の特長、診療機能等について、府民目線にたった情報公開の充実を図ります。

- (4) がんに関する情報は、がん患者の立場に立って提供される必要があります。このため、府は、生存率等の公表に際しては、府民が理解しやすく、誤解を招かないよう、がん患者・家族、患者団体等の意見を尊重しながら、情報提供のあり方に努めます。

【2】相談支援機能の充実

- (1) 国指定拠点病院は、がん拠点病院間で、相談支援センター機能の格差が生じないように、がん診療連携協議会等で、相談支援機能に関する情報交換を図り、相談支援センターにおける人員体制の充実を図るとともに専門的な研修を修了した看護師、ソーシャルワーカー等の相談員を配置し、相談支援センターを充実します。
- また、院外からも利用しやすい施設配置及び院内掲示等、府民にとって利用しやすい環境を整備します。
- (2) 府指定拠点病院においても、同様の取組により、積極的に相談支援機能の充実を図ります。
- (3) 府は、がん患者・家族等が、自主的にがんに関する知識を学習する取組に対し、必要に応じ、支援・協力を努めます。
- (4) 府及び府立成人病センターは、国指定拠点病院に整備している相談支援センター、及び府指定拠点病院に整備される相談支援機能について、府民により一層周知されるよう努めます。
- (5) 府は、こころのケアの充実を図るため、国の動向や他都道府県の状況を把握し、地域で療養生活を送るがん患者及びその家族の不安や悩み等をサポートするための人材育成と環境づくりに努めます。

2 取組目標

(1) 患者・家族等が利用しやすい府民目線の情報提供の推進

- がん診療連携協議会は、すべての国指定拠点病院及び府指定拠点病院が、府民にとってわかりやすい情報が提供できるよう、患者団体等の意見を踏まえ、情報のあり方を検討し、各がん拠点病院への周知を図ります。
- 国指定拠点病院及び府指定拠点病院は、がん診療連携協議会の方針を踏まえ、診療機能や診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験（治験）の実施状況に関する情報等、がん診療に関する情報の公開をさらに充実させることとします。
- 府及び府立成人病センターは、「がん診療NOW」をはじめ、がんに関する様々な情報提供機能について、より一層、府民への周知を図るとともに、がんに関する情報を掲載したパンフレット等を、すべてのがん患者及びその家族が、容易に入手できるようにします。
- がんに関する情報は、がん患者の立場に立って提供される必要があることから、府は、生存率等の公表に際しては、府民が理解しやすく、誤解を招かないよう、また、がん患者・家族等の心理面にも配慮した情報提供のあり方に努めます。

(2) 相談支援機能の向上と府民への周知

- 国指定拠点病院は、がん拠点病院間で、相談支援センター機能の格差が生じないように、がん診療連携協議会等で、積極的に情報交換を図り、府民にとって利用しやすい環境を整備し、より一層、府民への周知を図ります。
- 府指定拠点病院においても、同様の取組により、積極的に相談支援機能の充実を図るとともに、府民への周知に努めます。
- 府は、医師及び医療技術者、心理、介護に携わる人、相談員等がんに携わるすべての人が、がん患者及びその家族のこころのケアに配慮した行動をとれるよう人材育成に努めます。

◆ 小児がん対策の充実

小児（15歳未満）およびAYA(Adolescence and Young Adult)

（15～29歳）世代のがんは、30歳以上のがんと比べると、

（1）患者数が少なく、希少疾患である

（小児がんは約150人/年、AYA世代のがんは約250人/年）、

（2）白血病、悪性リンパ腫、脳腫瘍や肉腫の全がん患者に占める割合は高いが、がん種は多岐にわたる

（3）小児がんの5年相対生存率は78.2%と改善が著しく世界標準に達しているが、AYA世代に関しては疫学的にも臨床的にも国内の情報は乏しく、欧米先進国に比べると実態把握や専門医間の連携といった対策の遅れが目立つ

などの特徴を有しています。

小児がん対策として今後検討すべき事項として、小児緩和ケアの推進や療養環境の改善、がんサバイバーの長期フォローアップ体制の確立（total care；全人的ケアによる晩期合併症や二次がん対策、就学・就職問題など）が課題です。併せて早期発見対策の検討や予防の推進に努める必要があります。

府としては、国の動向を踏まえながら、小児がん・AYA世代のがん対策の推進に向けて、実態把握、がん医療の推進、相談支援・情報提供の充実を図っていきます。

1 取組の内容

【1】小児がんの実態把握の促進

（1）がん登録事業における小児がん情報把握の充実

府は、小児がんの実態把握の体制を強化するため、大阪府がん登録事業における情報収集項目に、2010年度から小児がん学会が実施する項目を加えるとともに、今後、より一層、小児がんの全数把握に努めます。

（2）がん拠点病院における小児がん受療動向の把握

府は、府内医療機関における小児がん受療状況を把握するため、がん治療実績の豊富で、小児がんの学会等からも認定を受けている府内のがん拠点病院を中心に初回治療等の受療動態を調査し、大阪府がん診療連携協議会小児・AYA部会において、診療や患者についてのサポート体制のあり方等、がん拠点病院間での情報共有を図ります。

(3) AYA世代の受療動向の把握とがん医療水準の向上

AYA世代のがんは、白血病、悪性リンパ腫、脳腫瘍を除くと肉腫がほとんどですが、肉腫の発生部位が様々であることから多岐にわたる診療科で治療が行われています。そのため、専門的な施設で診療されないことも多く、また、再発後の化学療法などの治療の受け皿がなく、がん難民になることも少なくありません。

この問題を解消するために、まず受療動向の把握が必要となることから、大阪府がん対策推進委員会小児がん部会（以下、「小児がん部会」とします。）で、動向把握の方策について検討します。その上で、府内において小児・AYA世代が適切な標準治療を受けることができるよう、診療連携体制の推進に努め、小児がん部会において取組内容の進捗評価等について協議します。

(4) 患者団体等、関係者との意見交換の実施

府は、小児がん対策に対する当事者からの意見について、小児がん患者・家族団体との意見交換会等を実施することにより把握に努め、取組の方向性について小児がん部会で検討することとします。

【2】小児がん医療提供体制の推進

(1) 小児がん医療水準の向上

現在、府では、府指定拠点病院として「小児がん」の分野で1病院指定しています。

この他、日本小児血液・がん学会が認定する専門医研修施設として、府内で8病院認定されており、いずれも国指定拠点病院もしくは府指定拠点病院が認定されています。（平成24年8月時点）

また、日本小児外科学会の認定施設としても、10施設認定を受けており、そのうち9施設が国指定拠点病院もしくは府指定拠点病院に認定されています。（平成24年4月現在）

国基本計画で今回策定された小児がん拠点病院制度において、一定程度の集約と地域の小児がん医療の均てん化のバランスに配慮し、都道府県単位ではなく地域ブロックを設定し、全国で10機関程度指定される動きがあります。

府としては国の動向を踏まえつつ、今後、府内の小児がん医療水準をより一層向上させ、患者の受診機会の確保、緩和ケア体制の構築及び患者・家族が自分の生活圏の中に帰っても適切な標準治療を受けることができる環境を推進するためには、小児がん関連の認定を受けている府内のがん拠点病院を中心とした地域の医療機関の連携・協力体制の整備を進めていくことも必要です。

そのため、がん拠点病院間で、相互訪問や症例検討などを通じた診療技術の向上や小児がん患者の長期フォローを含めた医療提供機能等の専門的な医療情報の共有を図るための仕組みづくりを検討するとともに、国が指定する小児がん拠点病院と府内のがん拠点病院との連携方策について検討します。

(2) 療養環境（アメニティ）の向上

小児がんや AYA 世代のがんは、連携すべき専門領域が多岐にわたるうえ療養生活が長く、長期的なフォローアップ体制が必要です。府としては、患者の年齢や病状に応じた療養環境の充実（プレイルームや青少年ルーム、院内教室、緩和ケアルームなど）に努め、家族の視点にたった療養環境の充実に努めます。

【3】情報提供・相談支援の充実

(1) 都道府県拠点病院等における情報提供の充実

「がん診療NOW」と連携し、がん拠点病院・連携病院からの情報提供を推進するとともに、患者団体等とも協力しながら、府民への啓発・広報のあり方や学校と連携した「いのちの大切さ」についての教育活動のあり方等について小児がん部会において検討を行い、今後、小児がんに関する情報提供を充実していきます。

(2) がん拠点病院における小児がん医療提供機能の公表と相談支援機能の充実

国指定拠点病院及び府指定拠点病院の中で、小児がんに関する学会等での認定施設をはじめ、小児がん医療に対応できるがん拠点病院においては、小児がんに関する医療提供機能について、ホームページ等を活用し、府民目線の情報提供の充実を図るとともに、相談支援窓口においても小児がんに関する相談支援の充実を図ります。

各がん拠点病院においては、病院内に設置する相談支援窓口で、府内の各がん拠点病院における小児がん医療の提供状況が情報共有され、患者・家族に役立つ情報提供・相談支援機能の充実に取り組みます。

府はがん拠点病院で対応した様々な小児がんに関する相談内容の集約に努め、小児・AYA 世代の患者及びその家族の医療的問題や社会的問題に関するニーズ・課題を把握し、患者及び家族の生活の質（QOL）向上を図るため、小児がん部会において取組方策について検討します。

2 取組目標

(1) 小児がんの実態把握の促進

府は、府がん登録や、がん拠点病院の協力による受療動向の調査等により、府内の小児がんの疾患動向等を把握し、小児がん対策を検討していく上での基礎資料として用いるとともに、公表に際しては、府民が理解しやすく、誤解を招かないよう、患者、家族及び患者団体等の意見を尊重しながら情報提供の充実に努めます。

(2) 小児がん医療提供体制の推進

府は、小児がんの医療提供体制の推進にあたっては、国の小児がん拠点病院指定の動向を踏まえつつ、既存の国指定拠点病院及び府指定拠点病院制度を活用しながら、府域全体の医療ネットワークを構築し、小児及びAYA世代のがん患者がもれなく適切な治療が受けられるよう努めます。

(3) 情報提供・相談支援の充実

国指定拠点病院及び府指定拠点病院の中で、小児がんに関する学会等での認定施設をはじめ、小児がん医療に対応できるがん拠点病院においては、小児がんに関する医療提供機能について、ホームページ等を活用し、府民目線の情報提供の充実に努めるとともに、相談支援窓口においても小児がんに関する相談支援体制の充実に努め、府民サービスの向上を推進します。

【評価体制の推進】

◆ がん登録の充実

がん対策を企画・評価するためには、がんの罹患（発生）率や生存率、死亡率等の正確な統計が必要で、地域がん登録はがん対策の羅針盤といわれるように、がん対策に必要不可欠ながんの実態を把握するための仕組みです。

府は、1962年より大阪府地域がん登録事業を開始し、長期にわたり、精度の高い府内のがん発生数や生存率等を算出し続けています。また、これらに基づいて、府のみならず、二次医療圏および市町村のがんの実態を把握し、喫煙対策やがん検診、がん医療の企画と評価に役立てています。

大阪府がん登録への届け出件数は、大阪府がん対策推進計画策定時（平成20年）に比べて、約1.7倍（平成20年：38,475件→平成22年：64,638件）に増加し、登録資料の精度が向上しています。

また、平成23年度から、登録患者の生存確認調査に、府住民基本台帳ネットワーク情報を活用する等、調査事業の効率化・迅速化を図っています。

今後も、引き続き、大阪府がん登録の精度向上を推進するとともに、がんの実態を踏まえたがん対策を企画し、喫煙対策（喫煙率の激減、受動喫煙防止）やがん検診の充実（早期発見・早期治療）、がん医療の均てん化（府民が均しく標準的ながん医療が受けられるような体制の充実）を図った上で、各取組について疫学的見地から科学的根拠を踏まえて評価します。

1 取組の内容

【1】がん登録の精度向上

- (1) 国指定拠点病院及び府指定拠点病院は、院内がん登録を実施し、大阪府がん登録へ速やかに届出する等、大阪府がん登録事業に積極的に協力することとします。
- (2) 国指定拠点病院及び府指定拠点病院以外のがん診療を担う医療機関では、院内がん登録を担当する責任者を設置する等、院内がん登録事業を推進するとともに、引き続き、大阪府がん登録事業に協力することとします。
- (3) 府は、医療機関の院内がん登録の支援に向けて、実務担当者の育成・支援に向けた研修を継続的に実施します。

- (4) 府は、国に対する地域がん登録事業の法制化の要請、検診で発見されたがんの届出の推進、市町村がん検診の精度管理における登録資料の活用等、大阪府がん登録の精度向上のための方策を検討します。

【2】大阪府がん登録資料の活用

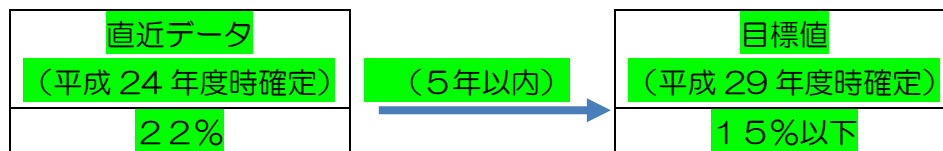
- (1) 府は、引き続き、大阪府がん登録事業の意義と内容について、医療機関や住民票情報を取り扱う市町村をはじめ、府民に周知することにより、その理解を得ることとします。
- (2) 府は、個人情報保護に留意しながら、府におけるがん対策の企画と評価や市町村の実施するがん検診事業の精度管理に活用する等、より一層、大阪府がん登録資料を積極的に活用します。

2 取組目標

(1) がん登録の精度向上

- 府は、院内がん登録を実施している医療機関数を増加させるとともに、大阪府がん登録資料の精度を向上します。

DCO% (% of Death Certificate Only)

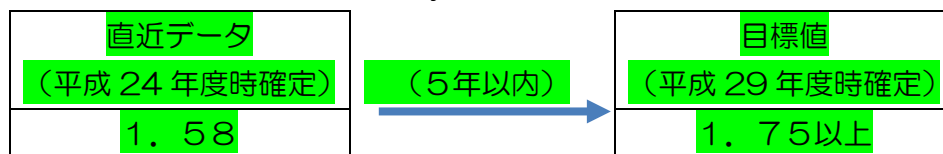


(内容)

死亡情報のみによる登録患者の割合で、登録されたがんの診断精度を示す指標です。

死亡情報のみの場合は診断日や治療内容などがいないため、生存率等の計測に含むことができない等、この指標が高い場合、登録の診断精度が低いのみならず、登録の完全性も低くなります。

I/M比 (Incidence/Mortality)



(内容)

罹患数と死亡数の比（罹患数／死亡数）

登録の完全性を示す指標です。ただし予後の悪い部位のがんでは1に近い値をとり、予後の良いがんでは大きな値をとります。

(2) がんの統計（罹患率と生存率）の確定時期の短縮

- がん登録の届出件数の増加に伴い、現在、罹患率等の確定時期が、診断年から5年弱の期間を要しています。大阪府がん登録資料の積極的な活用に向けて、今後、罹患率と生存率の確定時期の短縮を図ります。

(目標)

罹患数確定時期 : 当該診断年から4年以内
5年生存率報告時期 : 当該診断年から5年以内

【その他】

(1) がん研究

がんについては、日々新たな治療法、診断法が模索され、がん患者・家族をはじめ、多くの方々からの期待が寄せられ、渴望されています。

しかし、そのような期待・望みに乗じ、民間療法として、医学的根拠が希薄なものや確立していないもの、中には全く無いもの、健康に悪影響を及ぼすような行為も見受けられます。

このため、府は、新たな診断法や治療法に関するがん研究について、国に対しがん研究の積極的な推進とその成果の臨床応用について、適切に行われるよう求めていくとともに、府内の大学や府立成人病センター研究所等における研究について、国からの必要な支援が受けられるよう側面的に支援します。

さらに、府立成人病センターがん予防情報センターで行っている「がん情報の収集・解析」「がん対策の企画・評価」等、府がん対策の推進のための調査研究について、府として積極的に支援するとともに、当センターと連携を図り、科学的根拠に基づく施策立案に努めます。

(2) 難治性がん・希少がんについて

府は、国に対し、難治性がん・希少がん等のがんの本態解明、診断及び治療に関する方法の開発研究の積極的な推進を求めていくとともに、府内の大学や府立成人病センター研究所等における研究について、国からの必要な支援が受けられるよう側面的に支援します。

また、府は、府内のがん拠点病院に対し、5大がん以外のがんや希少がんについての治療実施状況等を把握し、がん拠点病院間における部位別の治療や各療法実施の連携強化を図り、希少がん等への診断・治療体制の確保につなげるとともに、府民への情報提供を図っていきます。

(3) 造血幹細胞移植関連事業の促進

造血幹細胞移植療法は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法として確立されてきております。

また、造血幹細胞移植療法の中には、患者の疾患や病期等によりその方法も異なり、主に「自家移植」「HLA適合血縁者間移植」「骨髄バンクに登録し非血縁者間骨髄移植」など、その選択肢も多様になってきております。

府としても、国の動向を踏まえながら、血液がん等の患者が、適切な治療を選択できる環境が実現するよう、特に、非血縁者間における骨髄移植等の選択肢が充実するよう、関係機関と連携しながら、骨髄バンク事業をはじめとする造血幹細胞移植関連事業に関する正しい知識の普及啓発を行います。

(4) 高齢者におけるがん対策のあり方について

「大阪府高齢者計画2012」によると、平成26年には、府民の4人に1人が65歳以上の高齢者となることが予想され、全がん患者における高齢がん患者の占める割合は年々増加しています。

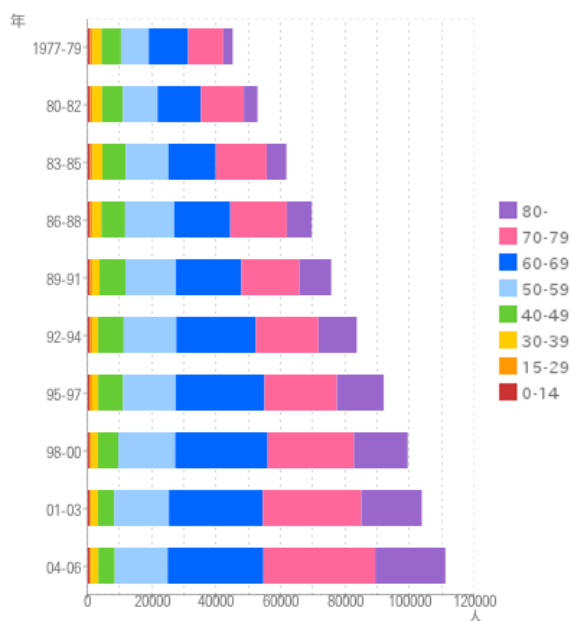
一方、高齢者では、検査実施時の事故をはじめ、高濃度バリウムを用いた胃がん検診における腸管穿孔のリスクなどがあること、また、がんと診断された場合でも、合併症等により標準治療が困難な場合があります。そのため、高齢者の医療のあり方については、患者本人にとっての利益と不利益のバランスをより考慮すべきだという指摘があります。

さらに、高齢者の生活の場は、在宅、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設、医療機関等、多様化しており、実態を把握し、安心できる環境を整えることが求められます。

そのような状況の中、府においては、今後、第二期計画の実行期間中に、高齢者に対する「がん検診のあり方」、「がん医療のあり方」について方向性を示していくよう努めます。

年齢階級別に見た罹患数の推移

大阪府における各がん部位の罹患数 全部位-男女計



出典：大阪府におけるがん登録

(5) 府立の病院におけるがん医療等の充実

大阪府立病院機構が設置する府立成人病センター、府立急性期・総合医療センター、府立呼吸器・アレルギー医療センター及び府立母子保健総合医療センターでは、各病院の特色に応じたがん医療やがん対策が行われています。

府は、府立の病院におけるがん医療等の充実が引き続き図られるよう、大阪府立病院機構の支援に努めます。

1 患者・家族との意見交換、就労支援

患者・家族の視点にたったがん対策を推進するためには、がん患者・家族の意見を踏まえることが重要です。

府は、がん患者をはじめとする関係者と、がん対策の現状や方向性について継続的に意見交換を実施していきます。

また、このような取組を通じて、がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労をはじめとする社会的な問題に関するニーズ・課題を把握し、関係部局と連携しながら取組方策について検討します。

2 大阪府がん対策基金について

大阪府がん対策基金は、第二期計画の期間中に広く府民の皆様からいただいた寄付をもとに、がんの予防及び早期発見の推進などの事業を実施し、がん対策の充実に活かします。